

# 一般社団法人東京薬科大学同窓会東薬会 役員候補者選出規程

平成26年1月1日

制定

改正 平成27年7月1日

令和5年9月2日

## (目的)

第1条 本規程は、一般社団法人東京薬科大学同窓会東薬会（以下、「当法人」という。）が、社員総会において選任を諮る理事および監事（以下、「役員」という。）の候補者（以下、それぞれを「理事候補者」、「監事候補者」、これらを併せて「役員候補者」という。）の選出について定めることを目的とする。

## (理事および監事の選任)

第2条 当法人の定款第27条第1項の規定における「理事は、社員総会において会員の中から選任する。」とは、あらかじめ本規程により選出された理事候補者を、社員総会において、同条第2項に基づき、「出席した当該社員の議決権の過半数の決議」により承認することを指すものとする。

2 当法人の定款第39条第1項の規定における「監事は、社員総会において会員の中から選任する。」とは、あらかじめ本規程により選出された監事候補者を、社員総会において、同条第2項に基づき、「出席した当該社員の議決権の過半数の決議」により承認することを指すものとする。

3 理事会は、本規程により選出された役員候補者についての役員選任の議案を、その決議に基づき社員総会に提出するものとする。

4 前項の場合、監事選任の議案を提出するときは、監事の過半数の同意を要する。

5 第3項の場合、理事会の指名により選出された役員候補者については、あらかじめ本人の承諾を得なければならない。

## (役員候補者の選出方法)

第3条 役員候補者の選出方法は社員の選挙による方法および社員の選挙によって選出された理事候補者が推薦し、理事会の指名により選出する方法とする。

## (理事候補者)

第4条 理事全員の任期満了に伴い、理事を選任する場合においては、社員の選挙によって選出された理事候補者（以下、「選挙理事候補者」という。）、ならびに選挙理事候補者の推薦を受け、理事会で指名された理事候補者（以下、「指名理事候補者」という。）の両者をもって理事候補者とする。

- 2 前項の、選挙理事候補者の人数は25名以内とし、指名理事候補者の人数はその上限を5名とする。
- 3 第2条第1項の社員総会の決議をする場合には、選挙理事候補者が補欠の理事として推薦し、理事会が指名した者を、補欠の理事として選任することができる。
- 4 増員により理事を選任する場合においては、定款において定める理事の人数の範囲内で、理事会が指名する者を、増員の理事候補者とする。

(監事候補者)

第5条 監事全員の任期満了に伴い、監事を選任する場合においては、社員の選挙によって選出された監事候補者(以下、「選挙監事候補者」という。)、ならびに選挙監事候補者の推薦を受け、監事の過半数の同意を得て理事会で指名された監事候補者(以下、「指名監事候補者」という。)の両者をもって監事候補者とする。

- 2 前項の場合、選挙監事候補者の人数は3名以内とし、指名監事候補者の人数は定款において定める監事の員数の上限から選挙監事候補者の人数を差し引いた人数以内とする。
- 3 第2条第2項の社員総会の決議をする場合には、選挙監事候補者が補欠の監事として推薦し、監事の過半数の同意を得て理事会が指名した者を、補欠の監事として選任することができる。
- 4 増員により監事を選任する場合においては、定款において定める監事の人数の範囲内で、理事会が指名する者を、増員の監事候補者とする。

(選挙管理委員会)

第6条 役員候補者選出のための選挙事務を管理するため、理事会の決議により選挙管理委員会を設置する。

- 2 選挙管理委員は理事会が正会員の中から若干名を選任し、選挙管理委員の互選をもって選挙管理委員長を選定するものとする。
- 3 選挙管理委員は、「選挙理事候補者」および「選挙監事候補者」として、当該選挙に立候補すること、および推薦人となることができない。ただし、選挙後に指名理事候補者または指名監事候補者になることは妨げない。

(選挙の公示)

第7条 選挙管理委員会は、投票期日の2か月前までに投票期日、選挙により選出すべき役員候補者の数(以下、「定数」といい、選挙理事候補者については25名、選挙監事候補者については3名とする。)、立候補の届出期間等選挙に関する必要な事項を当法人の主たる事務所の掲示場に掲示することにより公示しなければならない。

- 2 前項の公示すべき事項については、公示するとともに、速やかに当法人の機関紙、ホームページ等を通じて社員および正会員に通知しなければならない。

(立候補の届出)

第 8 条 役員候補者選出のための選挙に立候補しようとする者は、前条で公示された立候補の届出期間内に推薦人 3 名の推薦書とともに立候補届出書を選挙管理委員会宛に届出なければならない。

2 郵送により立候補届出書が提出された場合、立候補届出期間内に消印があるものを有効とする。

3 同一の選挙において同一の者が理事候補者および監事候補者の双方に立候補することはできない。

(推薦人の資格)

第 9 条 役員候補者選出のための選挙の推薦人となることができる者は当法人の正会員とする。

2 1 人の推薦人が推薦できる立候補者の数はその選挙における定数を超えてはならない。

(立候補届出書の却下)

第 10 条 選挙管理委員会は、受理した立候補届出書および推薦書を審査し、重大な不備や虚偽があると認めた場合は当該届出書を却下することができる。

2 前項の却下は書面をもって当該立候補者および推薦人に通知しなければならず、書面には却下理由を記載しなければならない。

3 第 1 項により却下された立候補届出書については、立候補の届出期間内であれば、却下理由となった事項について補正した上で、再提出することができる。

(立候補の辞退等)

第 11 条 立候補届出書が受理された立候補者は、立候補の届出期間中に限り、立候補辞退届を選挙管理委員会に届出ることにより立候補を辞退することができる。

2 推薦人は、立候補者の承諾を得て推薦書を取り下げることができる。

3 前項の推薦書の取り下げがあった場合、立候補の届出期間内に有効な推薦人の推薦書を提出がない場合は、立候補を辞退したものとみなす。

(立候補者一覧表の掲示)

第 12 条 選挙管理委員会は、立候補の届出期間後、立候補者一覧表を作成し、理事会に報告するとともに、投票期日の 1 ヶ月前までに当法人の主たる事務所の掲示場に掲示しなければならない。

2 前項の立候補者一覧表については、前項の掲示をすると同時に社員および立候補者ならびに推薦人に発送し、当法人のホームページに掲載するものとする。

3 立候補者一覧表の記載順序は届出順とする。

(投票方法)

- 第 13 条 役員候補者選出のための選挙は、事前に通知した方法により、社員の郵送または選挙管理委員会の設置した投票箱への投函により行う。
- 2 選挙管理委員会は、開票の時まで善良なる管理者の注意をもって、投票された投票用紙を管理するものとする。
- 3 郵送による投票の場合、投票期日までの消印があるものを有効な投票とする。
- 4 投票は、理事候補者、監事候補者ごとに定数に至るまで、投票用紙に記載された立候補者の中から理事候補者または監事候補者として適任である者を選び、投票用紙所定の箇所に丸印を付す方法によるものとする。なお、定数を超えて丸印を付された投票用紙については無効票とする。
- 5 投票用紙の未到達、紛失または汚損等の理由により、投票することができない社員は、投票期日までの間、選挙管理委員会に投票用紙の再発行を請求することができる。
- 6 本条第1項により投票することができる社員は、選挙が行われる事業年度の4月1日時点の会員・社員名簿に記載または記録された社員とする。

(無投票当選)

- 第14条 役員候補者選出のための選挙において立候補の届出期間内に選挙理事候補者または選挙監事候補者の定数を超える立候補者がなかったときは、投票を行わず、届出期間内に立候補した者をもって、選挙理事候補者または選挙監事候補者とする。

(選挙立会人)

- 第 15 条 選挙管理委員長は、開票を行うにあたり選挙立会人 2 名を正会員(ただし、役員、当該選挙の立候補者、推薦人および選挙管理委員である正会員は除く。)の中から選出しなければならない。
- 2 開票は選挙立会人の立会いの下、選挙管理委員会が行う。
- 3 投票の有効無効については、選挙立会人の意見を聴取した上で、選挙管理委員長が決定する。

(当選者の決定)

- 第 16 条 選挙立会人が投票結果を確認した後、選挙管理委員会は有効得票数の多い順に当選者を選出する。
- 2 有効得票数が同数の場合は、抽選により当選者を決定する。

(投票結果の掲示等)

- 第 17 条 選挙管理委員会は、選挙結果について理事会に報告するとともに、当法人の主たる事務所の掲示場に掲示しなければならない。
- 2 前項の選挙結果については、前項の掲示をすると同時に社員および立候補者ならびに推薦人に発送し、当法人のホームページに掲載するものとする。

3 選挙管理委員会は、選挙終了後も投票後の投票用紙を第1項の掲示の日から1か月間保管しなければならない。

(選挙の疑義)

第18条 選挙に関して異議のある者は、第17条の掲示の日から3日以内に書面をもって選挙管理委員会に対して異議を申し立てることができる。

2 前項の申し立てがあったときは、選挙管理委員会の審議をもって決定する。

3 選挙管理委員会の審議は、選挙管理委員の過半数の決議により行う。このとき、賛否同数の場合には選挙管理委員長の決定によるものとする。

4 選挙管理委員長は、審議の決定内容を第17条の掲示の日から10日以内に理事会および異議申立者に通知しなければならない。

(規程の改廃)

第19条 本規程の改廃は、社員総会の決議により行う。

附則

1. 本規程は、平成26年1月1日から施行する。

2. 本規程は、平成27年7月1日から施行する。

3. 本規程は、令和5年9月2日から施行する。